百四十七　措置法第六十八条の三十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第九十七号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十五　措置法第六十八条の三十三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第九十六号を同条第百四十三号とし、同条第九十五号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十二　措置法第六十八条の三十一第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第九十四号を同条第百四十号とし、同条第九十三号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十九　措置法第六十八条の二十九第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第九十二号を削り、同条第九十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百三十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

百三十四　措置法第六十八条の二十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

百三十五　措置法第六十八条の二十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

百三十六　平成二十三年旧措置法第六十八条の二十七第一項の規定（平成二十三年旧措置法第四十五条第一項の表の第一号イ、ハ及びニに係る部分に限る。）同号の第三欄に掲げる減価償却資産に係る平成二十三年旧措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

百三十七　措置法第六十八条の二十七第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ハ　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ニ　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

第二条第九十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十二　措置法第六十八条の二十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第八十九号を同条第百三十号とし、同条第八十八号を同条第百二十九号とし、同条第八十七号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十八号とし、同条第八十六号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十七　措置法第六十八条の十七第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第八十五号中「措置法第六十八条の十六第一項の規定」を「平成二十三年旧措置法第六十八条の十六第一項の規定」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十五　措置法第六十八条の十六第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第八十四号ロ中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百二十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二十二　措置法第六十八条の十五第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

百二十三　措置法第六十八条の十五の二第一項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第八十三号中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百二十号とし、同条第八十二号ロ中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百十九号とし、同条第八十一号ロ中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百十八号とし、同条第八十号ロ中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十七　措置法第六十八条の十の二第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十の二第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第七十九号中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同号を同条第百十五号とし、同条第七十八号を同条第百十四号とし、同条第七十七号を同条第百十三号とし、同条第七十六号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二条第六十八条の三の二第一項又は第九項の規定　同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

第二条第七十五号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十　措置法第六十七条の十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第七十四号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　措置法第六十七条の十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第七十三号を同条第百六号とし、同条第七十号から第七十二号までを二十三号ずつ繰り下げ、同条第六十九号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百一　措置法第六十七条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十八号を同条第百号とし、同条第六十七号を同条第九十九号とし、同条第六十六号の十一の二第一項又は第二項」を「平成二十三年旧措置法第六十六条の十一の二第一項」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十六条第一項の規定により法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされた平成二十三年旧措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の法人税法第三十七条第五項の規定により寄附金の額とみなされた金額」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。